

■【トピックス】

生前退位！



東京都知事選挙告示のタイミングで、天皇陛下に生前退位のご意向があるとの報道がされ、日本列島を駆け巡り大きな話題になりました。海外のメディアでもこのニュースは、大きな関心を呼んで取り上げられました。

ご高齢であるにもかかわらず、定年制がないのはもとより、自らの意思で退位することもかなわない制度というのは、現代においては時代に即していない制度といえるかもしれませんね。

■【ビジネス・アイ】

土地の相続未登記！

社長 「なんか路線価が上昇したっていう話を聞いたけど、実際のところどうなの？」

花野 「7月1日に国税庁から公表された路線価では、全国平均で0.2%のプラスになりましたね」

社長 「やっぱり上がっているんだ！」

花野 「そうですね。大都市の商業地では20%以上も上昇したところもありますね」

社長 「いずれにしろ物の値段が上がるということは、景気が良くなっていることでもあるよね」

花野 「そういう一面も確かにありますね。ただ土地に関しては、所有者が誰か分からないという問題も生じています」

社長 「土地の所有者が分からないって、所有者はすべて登記されているよね」

花野 「それが問題で、相続が発生し時に相続人が相続登記をしないで放置されている土地が昔からあるんですよ」

社長 「え！ そうなんだ」

花野 「いまだにおじいさんの名義のままという土地も時々ありますね。お役所も固定資産税がとられず納付されていれば誰が納めたかまでは追求しませんからね」

社長 「ということは、死んだ人が固定資産税を納めているケースもあるってことなの？」

花野 「現実には、そういうケースも存在しますね」

社長 「死んだ人が納税者って、なんか変だね」

花野 「それがこの国の現実ですね」

■【今月のキーワード】

土地の「所有者不明化」

東京財団が実施した自治体へのアンケートによると、63%の自治体で土地の所有者が不明なために問題が発生している回答しています。固定資産税の課税の問題、大規模災害発生時の用地収用の問題などで支障が出ています。その大きな原因のひとつに相続未登記があります。利用価値のない土地などの場合、相続が発生しても登記費用をかけてまで登記をしないことが散見されます。結果的に死亡者に固定資産税が課税されている現実があります。正に「死亡者課税」です。

■【今月の1冊】

『日本会議の研究』

菅野 完 著

扶桑社新書 ¥800

7月の参議院選挙の結果、政権与党が過半数を超え、改憲勢力が3分の2の議席を確保しました。いよいよ改憲の議論です。

一口に改憲といっても、その意味するところは、一つではありません。そこで、注目されているのが「日本会議」です。この本ではその成り立ちを歴史的に遡って説明しています。今の時期にお勧めの1冊です。



■【編集後記】

公認会計士協会東海会の副会長に就任して以来酒席が多くなりました。懇親会などの席が増え月の半分ぐらいは飲んでる感じです。もうしばらくすれば落ち着くと思いますが、体調管理にはくれぐれも気をつけたいと思います。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.113（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2016.8.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸ビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>